

日野市地域共創プラットフォームシステム構築等業務委託仕様書（案）

1 業務名

日野市地域共創プラットフォームシステム構築等業務

2 本業務の目的

本業務では、日野市地域未来ビジョン 2030 に定める未来志向の地域づくりに向け、市に関わる産学官民のさまざまな主体者間の対話による共創を可能とする開かれた WEB プラットフォーム「日野市地域共創プラットフォーム（以下「地域共創 PF」という。）」を構築及び保守等ことにより、もって地域主体の社会課題の解決及び市の市民サービスの向上を目的とする。

3 履行期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 11（2029）年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

上記の目的の達成に向け、以下の業務を行うこと。また、本仕様書に定めのないシステムのカスタマイズに関する詳細は、委託契約時に甲及び乙双方の協議により確定する。

また、業務の着手にあたっては、事業工程に係る計画書を作成し、市に提出すること。

<主たる業務内容>

- ・地域共創 PF の構築業務
- ・地域共創 PF の保守等運営支援業務

(1) 地域共創 PF の構築業務

乙は、甲が指示する時期に、合意形成に向けて次の機能を有した地域共創 PF を、既存のシステムあるいは、乙が開発したシステムをカスタマイズすることによりインターネット上に構築すること。なお、その他本仕様書に定めのない詳細については、運用する中で、甲と乙で協議を行い決定し、改良を行うこと。

ア 管理者から情報提供を行う機能

管理者が地域共創 PF の利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、地域共創 PF 上において対話テーマごとにテキスト情報や画像等により情報提供を行う機能を有すること。

イ 地域共創 PF の利用者が対話するための機能

(ア) 対話テーマごとに意見を投稿する機能を有すること。なお、投稿はテキスト入力と画像添付ができるようにすること。

(イ) 対話テーマごとに既に投稿されている個別の意見を閲覧する機能を有すること。

(ウ) 投稿されている意見等に対し「いいね」などリアクションをする機能を有すること。

(エ) 利用者が投稿した意見等についてリアクション等があった場合には、その旨ポップアップ通知等による表示をし、管理者等が閲覧した場合には管理者が閲覧したことが利用者に分かる表示をする機能を有すること。

- (オ) 投稿した意見をその投稿した利用者が編集又は削除する機能を有すること。
- (カ) マッピング (PPGIS) に対応し、地図情報と各意見の情報を紐づけて表示することができること。

ウ 意見等の分析統計機能及び分析統計結果の表示機能

- (ア) 対話テーマごとに既に投稿されている意見をテキストマイニング等により分析し、繰り返し使用された単語を強調するあるいは論点を整理するなど、視覚的に分かりやすく表示する機能を有すること。
- (イ) 統計情報や分析結果をリアルタイムに表示する機能 (以下、「ダッシュボード」という。) を有すること。

エ 利用者の意見を甲が提供した情報に反映させる機能

- (ア) 管理者に限り、投稿された意見を踏まえ、「イ 地域共創 PF の利用者が対話するための機能」とは異なる領域に解決策・政策案 (以下「プロジェクト」という。) を提示する機能を有すること。
- (イ) プロジェクトとして採用された意見を確認できる機能を有すること。
- (ウ) プロジェクトごとにチャットによる意見議論ができる機能を有すること。また、現在のプロジェクト案の修正提案について、利用者は誰でも記入できるようにすること。なお、これらの投稿はテキスト入力と画像添付を可能とすること。
- (エ) 修正提案を繰り返した過程として、過去の案と現在の案を確認できる機能を有すること。

オ プロジェクトへの投票機能

- (ア) プロジェクトについて、利用者が投票できる機能を有すること。
- (イ) 投票期間を日時単位で指定できること。
- (ウ) 投票内容は賛成・反対のほか、その他の選択肢によることも可能であること。
- (エ) 論点ごとに投票できる二次投票 (クアドラティックボートティング) の機能を有すること

カ 利用者アカウントの登録、削除及び編集の機能

- (ア) 利用者は、本人のアカウントを作成する場合、氏名、年齢及び住所等に関する情報を登録し、その作成したアカウントを用いてサインインを行った上で、投稿を行うことができる機能を有すること。
- (イ) 利用者は、画面上の手続きに従って、本人のアカウントを削除することができる機能を有すること。
- (ウ) 利用者は、作成した本人のアカウントの情報を編集することができる機能を有すること。

キ 管理者権限等

- (ア) 管理者の運用に関する権限
管理者のアカウントは以下の機能を有すること。
 - ① システム環境の管理

- ② 利用者のアカウント情報の閲覧
- ③ 対話テーマの作成/削除
- ④ 各ダッシュボードの詳細設定
- ⑤ プロジェクトの立ち上げ/終了

(イ) 利用者アカウント情報及び意見等のエクスポート機能

本地域共創 PF において登録された以下のデータについて、甲の求めに応じて、エクスポートする機能を有すること。

- ① 利用者のアカウント情報等
- ② 投稿された意見、プロジェクト等
- ③ その他甲が必要と認める情報

(ウ) 不適切な投稿への対応

特定の個人若しくは組織又は地域共創 PF の利用者を誹謗中傷するなど不適切と甲が判断する投稿については、甲の承諾を得た上で、当該投稿をした利用者以外の者に表示にしないようにすることができるようにすること。

(2) 地域共創 PF の保守等運営支援業務

乙は、地域共創 PF の運用を開始した日から契約期間の最終日までの間において、インターネット上に構築した地域共創 PF の保守等の運営支援を次のとおり行うこと。

(ア) 運営支援業務

職員が地域共創 PF を運用するにあたり、事業実施の助言、先行事例に基づくノウハウの共有及び地域共創 PF 内並びに地域共創 PF と対面との連携を行う場合のファシリテーション支援を行う。また、必要に応じ職員や市民等がプラットフォームの機能や操作方法を習得できる研修等を行う。

(イ) 保守業務

地域共創 PF 利用時における、操作に関する問い合わせ対応を行うこと。問い合わせの受付時間は土日祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の8：30から17：00までとし、利用者からの問い合わせについては、甲が取りまとめて問い合わせる。また、地域共創 PF に障害が発生した際は、甲に速やかに報告するとともに、直ちに復旧対応を実施すること。障害対応内容及び結果については、電子メール等により甲へ報告すること。

(3) 業務報告・打合せ

地域共創 PF の参加の状況（利用者の属性（年齢・性別・住所等）をもとに分類した利用者数及び利用者が投稿した意見数など利用者の分析結果）に関するレポートを毎月とりまとめ、甲に報告すること。業務報告は、対面又はWEB 会議によることとし、奇数月の月末を目途に日程を甲乙協議の上設定し、開催すること。

5 成果品の提出

乙は、本業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品及び業務完了届を甲に提出し、成果品について検査

を受けること。なお、成果品の著作権は甲に帰属するものとする。

(1) 業務報告書

A4判・ファイル綴じ・2部（4（4）業務報告・打合せの毎月のレポート、年間の利用状況に関するレポート及び研修に関するレポートを整理してとりまとめたもの）

(2) 操作マニュアル

A4判・ファイル綴じ・各2部（4（2）において作成したマニュアルで提出時最新のもの）

(3) 上記成果物の電子データ

Microsoft社Powerpoint、Word、Excel、PDF等、甲が編集又は閲覧可能な形式の電子ファイルにより納品すること

6 委託料の支払条件

(1) 支払は、業務完了後、年度ごとの一括払いとする。

(2) 支払額は、下記の業務項目毎の当該年度における実績数量に対して各項目は単価を乗じて算出した額に消費税を加えた額とする。

1) 日野市地域共創プラットフォーム構築等業務（単位：月）

2) その他一般管理経費（単位：年度）

(3) 請求は、支払対象となる期間の業務履行に関して5の検査をした結果、甲が業務を完了したと認めた場合、乙が甲に対し請求書を提出することにより行うものとする。

(4) 甲は、請求を受けてから30日以内に乙に対し請求額を支払うものとする。

8 その他

(1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。

(2) 乙は、この仕様書に基づき、常に甲と連絡を取り、その指示に従うこと。また、この仕様書のほか、業務の目的を達成するために必要な事項について甲と乙で協議することとする。

(3) 乙が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しない。

9 付記事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。

なお「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- 4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

(2) 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを

受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。